【商品概要説明書】					令和2年7月1日現在		
商品名		〇日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」 全国保証㈱保証付					
保証会社		全国保証株式会社					
コース		Хコース			Yコース		
		・お申込・お借入時の年齢は加入される団体信用生命保険の種類により異なります。					
ご利用いただける方		・安定継続した収入見込みのある方					
		・反社会的勢力でない方					
		・全国保証㈱の保証を受けられる方					
		・当金庫の会員になっていただける方					
		(1) 当金庫の地区内に住所または居住を有する方					
		(2) 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方					
		医師等・公務員 1年	以上	正社員(一般) 2年以上			
	勤続年数	正社員(一般) 5年以上			、		
		法人役員等 対象外	•	72713	CK (1 0 MXZ		
	年間所得	医師等・公務員 100万	円以上	10	00 万円以上		
	-1-14J/J/14J	その他 500万	円以上	100 7/1 18/1			
	返済実績	借換の場合:3年以上(直近)	1年間に、日	日数延滞を含む延滞がないこと)			
		団体信用生命保険の種類	申込時およ	よび借入時の年齢 完済時年齢			
	年 齢	一般団信	満 20 歳以上満 65 歳未満 満 80 歳未満		満 80 歳未満		
		3 大疾病団信	満 20 歳り	最以上満 50 歳未満 満 75 歳未満			
		がん団信	満 20 歳り	以上満 50 歳未満 満 80 歳未満			
		次の①~③の全てに該当する方のうち1名限り(借入者または合算者いずれか低い所得の					
	所得合算	1/2 を限度に合算可能)					
		①満20歳以上65歳未満の方					
		②借入者と同条件を満たす方					
		③同居する配偶者および親・子					
	Г	※所得合算者は連帯保証人又は連帯債務者とします。					
	借換特例合算			次の①~④の全てに該当する方のうち1名限り			
		お取扱いできません。		(資金使途が借換の場合、合算者1名の年間所			
				得の全額を合算可能)			
				①満20歳以上65歳未満			
				②借入者と同条件を満たす方			
				③同居する配偶者および親・子			
				④所有権について持分があること ※記録へ第本は某世体教者よりませ			
-		※所得合算者は連帯債務者とします。			皇帝慎務有とします。		
お使いみち		①住宅ローンの借換資金					
		②住宅ローンの借換と同時に行うリフォーム資金(借換を伴わない場合は対象外)					
		③住宅ローンの借換と同時に行う住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 (大児火発電システノ・エネステーノ・エスキー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		(太陽光発電システム、エネファーム、エコキュート、エコジョーズ等)					
		④住宅ローンの借換と同時に行う住宅に付随するインテリアおよびエクステリア資金 (家具・昭明などが振りぬ壁・ぬ港・巻周・東原等)					
		(家具・照明および堀・外壁・外溝・造園・車庫等)					

商品名	○日本海しんきん住宅ロー	-ン「住まい	るいちばんセレクト(無担係	12 平 <i>1</i> 月 1 日現住 3) 1		
1-144 []	全国保証㈱保証付					
	(5)上記にかかる諸費用					
	※上記②~⑤は単独でのお申込は不可					
	※有担保商品および無担保商品との併用でのお申込は不可					
	※住宅に付随しない家具・電化製品・カーテン等の購入資金、または金額がかだい					
	エクステリアは対象外					
ご融資方法	証書貸付					
	100万円以上1,500万円以内(1万円単位)					
ご融資金額	※1. 医師等・公務員・正社員(一般)以外は1, 000万円					
	※2. リフォーム資金の上限金額は500万円(リフォーム資金を併用する場合)					
ご融資期間	2年以上20年以内					
	· · · · · · · - · · · · · · · · · ·		れかを選択していただきます	- -		
	固定金利選択型(3 年、5 年、10 年固定)の場合・・・当金庫所定の金利となります。 ※固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは選択した固定金利期間に					
ご融資利率	※固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは選択した固定金利期間に 限ります。当初固定金利期間満了後は、その時点に店頭表示する通常金利が適用され					
	ます。					
	変動金利選択の場合・・・当	金庫の住宅中	ーンプライムレートを基準に変動し	ます。		
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わる	さください。				
年収倍率	6 倍以内		なし(ただし、一定の	の年収倍率を考慮)		
	年収		上限			
返済負担比率 	400万円未満	+	30%以内			
	400万円以上 35%以内 元利均等分割返済 または 元金均等分割返済					
ご返済方法	※貸付金額の50%を限度として、6ヶ月ごとの増額返済併用可能です。					
担保						
	原則不要(全国保証㈱ 保証)					
保証人	原則不安(主国体証例					
L /// /□ RA	建物の時価評価額以上の火災保険を付保していただき、その火災保険に質権を設定させ					
火災保険 	ていただく場合があります。					
	保証料の目安:貸付金額	00万円・貸	付期間20年・元利均等返済の	の場合		
保証料	XJ-Z		Yコース			
	28, 423円 37, 898円					
※ご融資時に保証会社に対して一括してお支払いいただきます。 全国保証㈱手数料 当社事務取扱:55,000円						
手数料(消費税込)	当社事務取扱:55,000円					
	返済条件を変更する場合には、金庫所定の手数料をいただきます。					
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。					
返済額の試算	店頭にお申し出いただけた					
	当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。					
	「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」から選べます。					
 団体信用生命保険	・「一般団信」保険料は当金庫が負担します。					
	・「がん保障特約付団信」にご加入の方は、ご融資利率に年0. 10%上乗せ、「三大疾					
	病保障特約付団信」にご加入の方は、年0.15%上乗せとなります。					

商品名

〇日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」

全国保証㈱保証付

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室 (9 時~17 時): 電話 (0855-22-1851) へお申し出ください。

* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」を はじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室 にご相談ください。

	全国しんきん相談所		
	(一般社団法人全国信用金庫協会)		
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7		
電話番号	03-3517-5825		
受付日	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)		
時間	9:00~17:00		
受付媒体	電話、手紙、面談		

苦情処理措置· 紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という) が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または 上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていた だくことも可能です。

	東京三弁護士会					
名 称	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会			
	紛争解決センター	仲裁センター	仲裁センター			
住 所	〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013			
	東京都千代田区霞が関	東京都千代田区霞が関	東京都千代田区霞が関			
	1-1-3	1-1-3	1-1-3			
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249			
受付日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)			
	9:30~12:00、	10:00~12:00、	9:30~12:00、			
	13:00~15:00	13:00~16:00	13:00~17:00			

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しん きん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページま たは当金庫ホームページ (https://nihonkaishinkin.co.jp/) をご覧ください。

商品名 O日本海しんきん住宅ローン「住まいるいちばんセレクト(無担保)」 全国保証機保証付 (1) 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム 等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。 (2) 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫